

平成25年労第341号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に乗務員として採用され、D営業所（以下「事業場」という。）においてタクシー及びジャンボタクシーの乗務員として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に乗客とのトラブルにより「F43.2 適応障害」を発病し、以後、継続して治療を受けながら同年〇月〇日まで休業し、翌〇日から職場復帰したが、その際に内勤を希望したため、A県B市所在のE指令センター（以下「指令センター」という。）に在籍出向扱いとなり、配車オペレーターの業務に従事していた。

請求人によると、指令センターにおいて、差別やいじめ・嫌がらせを受けたこと及び請求人が出向前に事業場で担当した業務に関して、元同僚から「残業代や退職金が減った」などの追及を受けたことにより、平成〇年〇月〇日に「非定型うつ病、社交不安障害」（以下「平成〇年疾病」という。）を発病したとして休業した。

請求人は、平成〇年疾病の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日K病院に受診し、「急性ストレス障害」と診断されたことから、同精神障害及び「頸部挫傷」等は事業場での業務に起因するとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は「急性ストレス障害」に係る休業補償給付について不支給の処分をした。そこで、請求人は、審査官に審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けの裁決をもってこれを棄却している。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日Lクリニックに受診し、「適応障害」と診断されたことから、事業場での業務に起因するとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は不支給の処分をした。そこで、請求人は、審査官に審査請求をしたが棄却されたため、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けの裁決をもってこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会においては、請求人の主張及び提出資料、各医証等について、精査して検討した結果、以下のとおり判断する。

精神障害の発病について、請求人は、乗客の暴力行為により平成〇年〇月〇

日に発病した「F 4 3. 2 適応障害」は寛解していた旨主張しているが、当審査会は、請求人の療養の経過、医証等から、決定書理由第2の2の(2)のAに説示するとおり、当該精神障害は寛解せずに継続している旨の労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の意見を妥当なものとして判断するものであり、「平成〇年疾病」は新たに発病した精神障害とは認められない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記のとおり、請求人は既に精神障害を発病していたものであるが、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱ふとされている。

そこで、本件について検討すると、請求人は、いじめ・嫌がらせ等を受けたために「平成〇年疾病」を発病した旨主張しているが、その具体的な出来事の内容は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、①誰かが消しゴムを投げたり、輪ゴムをとばしたりしたこと、②更衣室の電気をわざと消された時にはカッとなって鼻血が出てしまったこと、③指令センター関係者F主任から「そんなせこい嫌がらせ、イジメごっこは、こんな狭い社内でするな、堂々と外でやれ」と言われたことで、通勤途中でホームから突き落とされないか怖かったこと、④平成〇年〇月〇日に指令センター関係者G部長に「私が命の危険を感じて鼻血を出すぐらい嫌がらせをしておいて、私にここから飛び降りて死ぬと言うんですか、会社関係者のH運転手やI部長のように自殺せいと言うんですか」と言ったら、G部長は、興奮して鼻血を出した請求人を見て「帰って休んでくれ」と言ったこと、⑤連絡事項配布用の棚が請求人にだけ与えられなかったこと、⑥無線オペレーターの希望を出したが認められず、スキルを否定されたこと、⑦会社関係者I部長からの社命で、勝手に休憩時間部分の日

報を書き換えたこと等であると思料される。これらの出来事について、当審査会としても検討したが、その経緯から見て、いずれの出来事もいじめや嫌がらせの事実関係は認められず、「出来事として評価し難いというべきである。」とする審査官の判断は、妥当であると判断する。

また、「平成〇年疾病」の発病前6か月間（J医師が症状が悪化したとみなすことは可能であるとし、請求人が発病したとする平成〇年〇月〇日を発症日とした場合、平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日となる。）における時間外労働時間は、労働基準監督署が集計した労働時間集計表及び恒常的長時間労働確認表によると、1か月当たり36時間ないし56時間程度であるとされているところ、当審査会において精査するも同時間認定は妥当であり、したがって、恒常的な長時間労働は認められないものと判断する。

なお、請求人が主張する出来事（本件の審査に関係ないと思料する平成〇年の追突事故の出来事を除く。）についても、当該主張を裏付ける証拠はなく、出来事として評価することはできない。

以上のことから、別表1の業務における心理的負荷評価表の「特別な出来事」とされる「心理的負荷が極度のもの」及び「極度の長時間労働」のいずれにも該当せず、請求人の精神障害の悪化の業務起因性は認められない。

(4) その他、請求人の提出した資料や請求人の種々の主張について、改めて子細に検討するも、上記判断を左右しない。

3 以上のとおり、請求人に発病した「平成〇年疾病」は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。